

青 梅 市 総 合 長 期 計 画
基 本 構 想 ・ 基 本 計 画
(抜 粋)

平成 28 (2016) 年 12 月改訂

基本構想 第3章 青梅市が目指す10年後のまちの姿（抜粋）

3 まちづくりの枠組み

（1）将来人口

本市の人口は、平成17（2005）年11月に、最も多い140,922人となりましたが、平成20年代に入り減少に転じています。

現状の推移から予測される推計人口は、平成34（2022）年に131,712人であると推定されます。

今後、子育て支援や職住近接のまちづくりを進め、子育て世代の流入やこれに伴う年少人口の増加を図るとともに、基本計画の諸施策の推進により平成34（2022）年の目標人口を133,000人とします。

平成34（2022）年の推計人口および目標人口

（単位：人）

区 分	推計人口		目標人口	
	人口	割合	人口	割合
年 少 人 口（0～14歳）	13,720	10.4%	14,200	10.7%
生産年齢人口（15～64歳）	76,405	58.0%	77,100	58.0%
老 年 人 口（65歳以上）	41,587	31.6%	41,700	31.3%
合 計	131,712		133,000	

（2）財政運営

我が国の厳しい経済状況を反映して、税収等が低迷する一方、行政需要は増加、多様化しており、本市においても財政運営は、今後ますます厳しくなるものと考えられます。

このため、歳入については、基幹財源である市税収入の確保、税源のかん養および受益者負担の適正化などにより、自主財源を高める努力を行います。

また、歳出については、行政改革の推進により経費の節減を図り、弾力性のある財政運営に努めるとともに、時代のニーズに合った事業に積極的に取り組みます。

さらに、本市に与えられた貴重な財源であるモーターボート競走事業について、財政に寄与できるよう売上げの向上や開催経費の削減など、経営改善を強力に推進し、収益の確保に努めます。

基本計画 第1部 総論 第1章 基本計画の考え方（抜粋）

4 地区別将来人口および世帯数の推移

計画期間における地区別の人口については、平成 27（2015）年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口を基準とする平成 34（2022）年までの人口推計結果に対し、総合長期計画に掲げる諸施策の展開による人口増加を目指し、目標人口を 133,000 人とします。

地区別人口および世帯数の推移予測

（単位：人）

地区	年	平成28（2016）年		平成34（2022）年	
		世帯数	人口	世帯数	人口
青 梅		5,107	11,124	5,348	10,480
長 淵		9,514	21,407	9,018	20,200
大 門		8,916	20,905	9,174	21,280
梅 郷		4,516	10,732	4,447	10,540
沢 井		1,573	3,548	1,381	3,160
小 曾 木		2,119	3,960	2,087	3,770
成 木		1,081	2,014	1,066	1,740
東 青 梅		7,722	15,772	8,213	15,010
新 町		8,688	20,141	8,676	20,430
河 辺		7,745	15,847	7,722	15,260
今 井		4,916	11,300	4,946	11,130
計		61,897	136,750	62,079	133,000

※各年 1 月 1 日現在（平成 28 年は実績）

5 財政見通し

少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少、消費税をはじめとする国の税制改正の動向等、財政運営に影響のある社会動向を踏まえた、計画期間における一般会計の財政見通しです。

なお、この財政見通しにもとづく考え方および特別・企業会計については、第2部第10章「持続的な行財政運営ができるまち」の「健全財政」の中で記述しています。

平成 29（2017）年度から平成 34（2022）年度までの6年間の財政見通し

(単位：億円)

歳入		歳出		財源過不足
市 税	1,152	人 件 費	409	
国庫支出金	532	扶 助 費	1,035	
都 支 出 金	405	公 債 費	194	
諸 収 入	24	投資的経費	182	
市 債	175	繰 出 金	410	
そ の 他	668	そ の 他	813	
合 計	2,956	合 計	3,043	△87

基本計画 第2部 各論（抜粋）

第3章 次代を担う子どもをみんなで育むまち

1 子育て支援

現状と課題

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てへの不安や負担感を感じる保護者の増加が見られ、保育ニーズの多様化が進んでいます。

子どもたちが安全・安心に過ごせる場の確保が求められるとともに、子育ての不安から児童虐待等につながらないように家庭や子どもの見守り体制の強化が必要となっています。

また、認可保育所では、低年齢児の待機児童が発生している一方、幼稚園では定員割れの状況にあります。学童保育所においては、近年、待機児童が急増しており、その解消に向けた対応が求められています。

本市では、平成 22（2010）年に策定した「青梅市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」のもと、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、総合的な子育て支援施策を実施してきました。

平成 24（2012）年にいわゆる子ども・子育て関連 3 法が成立し、これにもとづく「子ども・子育て支援新制度」の開始に併せ、平成 27（2015）年を初年度とする「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、既存施設のスペースを活用した子育てひろば事業の拡充や多世代・異年齢交流などを通じ、地域において安心して子育てができる環境づくりを推進していく必要があります。

基本方針

全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供するとともに、幼稚園教育を推進します。

また、子どもたちが様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進し、社会全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めます。

基本施策

(1) 安心して出産・子育てができる環境づくりの推進

「青梅市子ども・子育て支援事業計画」等にもとづき、子育て世代が、安心して出産・子育てができる環境づくりを進め、妊娠・出産・子育てなど、それぞれの場面に応じた切れ目ない支援を展開します。

また、子育て支援センターや市民センター、地域の自治会館等の既存施設を活用するとともに、地域人材や子育てサークル、子育て支援グループ等の参画による地域における顔の見える関係づくりを促進し、親子や保護者同士、多世代・異年齢交流の場を創出します。

(2) 子育て支援の充実

ファミリー・サポート・センター事業、乳幼児ショートステイ事業や育児支援ヘルパー事業、こんにちは赤ちゃん事業等を推進します。

子ども家庭支援センター事業を推進するとともに、関係機関が連携し児童虐待の防止、早期発見と適正な対応を図ります。

さらに、広報紙やホームページなどで、医療費助成や児童手当などの支援制度の周知を図るとともに、子育てに関する情報を積極的に提供します。

(3) 保育サービスの充実

認可保育所の施設整備をはじめ、一時預かり事業や延長保育事業などの保育サービスの充実を促進するほか、低年齢児の待機児童を解消するため、施設整備による定員増、家庭的保育、小規模保育などの充実を図ります。

学童保育所については、既存施設の活用等により障害のある児童を含む待機児童の解消を図るとともに、放課後子ども教室との連携を強化します。

(4) 幼稚園教育の推進

幼児教育の充実を図るとともに、より良い環境のもとで幼稚園教育を展開するため、私立幼稚園等への支援に努めます。

(5) 子どもの安全・安心な居場所づくり

地域や関係団体、ボランティアと連携し、市民センター、地域の自治会館、公園や広場、学校の校庭や既存施設などを利用した、全ての子どもたちが身近で安全に遊べる場や安心できる居場所の確保を図ります。

また、児童遊園の遊具の点検・整備や身近な自然とふれあえる魅力ある遊び環境づくりを進めます。

2 家庭教育

現状と課題

家庭教育は、基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心などの基礎を子どもたちが身に付ける上で重要な役割を担うものです。

しかし、核家族化に加え、地域の人間関係の希薄化により、子育てに関する経験が世代間で受け継がれにくくなっており、従来は家庭で教えてきたことが、子どもに身に付いていない状況も見受けられます。

また、不登校や暴力行為等、子どもを育てていく中で複雑な課題を抱えた家庭も多く、家庭だけでの解決は難しい状況となっています。

教育基本法においては、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものとしつつ、家庭教育の支援施策については国と地方公共団体の責務として明記されています。

また、社会教育法においても、家庭教育の向上に資するよう努めるものとされています。

本市では、子どもたちの生活習慣の確立を目指すための啓発活動や講演会を開催し、家庭教育支援に取り組むとともに、小学校入学前の幼児と親を対象とした幼児教育事業の実施など生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育支援を推進しています。

今後も、子どもの教育に対する家庭の役割を周知し、家庭において子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせていくとともに、地域との連携や多世代・異年齢交流を通じて、家庭の教育力の向上を促す必要があります。

基本方針

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心のよりどころとなるものです。

子どもたちが基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーなどの基礎を身に付ける役割を果たす家庭教育の向上を目指し、学習機会の提供や啓発活動を推進します。

また、家庭、学校および地域などと連携した子育て環境づくりの支援を図ります。

基本施策

(1) 家庭教育への支援

子どもたちの生活習慣の確立に向け、国や東京都と連携して、家庭教育に関する啓発事業の推進を図ります。

また、家庭の教育力の向上のため、家庭、学校、地域および関係機関との連携・協力を推進するとともに、講演会や相談会の開催など家庭教育への支援に努めます。

(2) 幼児期の教育支援

小学校入学前の幼児と親を対象に、親子がふれあい、子どもの成長を実感できる機会として幼児教育事業を実施するなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育支援を推進します。

また、幼児教育事業などの交流の場を通じた保護者同士のネットワークづくりを促進します。

3 学校教育

現状と課題

社会経済情勢の大きな変化の中で、子どもたちには、これからの社会を支えていく意思と実践力が求められており、学校教育において、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体のバランスのとれた育成が求められています。

国では、教育基本法や学校教育法等の改正、これに伴う学習指導要領の改訂などが行われ、教育の振興に向けた取組が進められています。

また、平成 27（2015）年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、市長と教育委員会とで構成する青梅市総合教育会議を設置するとともに、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、目標となる施策の根本となる方針を定めた「青梅市教育大綱」を策定しました。

本市では、「青梅市教育推進プラン」にもとづき、基礎学力の向上を図るとともに、個性を尊重した創造力豊かな教育、心の教育や生きる力を育む教育を推進しています。

また、社会の良き形成者となるための基礎・基本を育む教育や青梅の将来を担うための地域に根ざした教育を推進しています。

小・中学校では、自然や歴史、伝統文化など、豊富にある本市の地域特性を教育に生かし、家庭・学校・地域が連携し、子どもたちの創造力、道徳心の養成、学力・体力の向上に努めています。

平成 25（2013）年に制定されたいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、青梅市いじめの防止に関する条例を平成 26（2014）年に施行しました。

今後も、教育効果を高める学校施設の設備や教材の更新・充実とともに、家庭・地域との連携強化など、個性と創造力豊かな人間の育成に向けた教育の充実を図る必要があります。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とするオリンピック・パラリンピック教育に取り組んでいくことが必要です。

また、少子化による児童・生徒数の動向を踏まえた学校規模の適正化を図る必要があります。

基本方針

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを目指し、教職員の資質・能力の向上や基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、家庭・学校・地域が連携し、青梅の伝統や文化を生かした地域に根ざした教育を推進します。

また、小・中学校の9年間を通じた一貫性のある切れ目のない教育を推進し、児童・生徒間の多様な関わり合いの中で豊かな人間性や社会性を育む教育を目指します。

さらに、安全・安心で地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、少子化による児童・生徒数の動向を踏まえ、学校規模の適正化を検討します。

基本施策

(1) 学力・体力の向上

郷土愛を育むとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着・向上に向けて、個に応じた指導の充実を図ります。

家庭学習の習慣化、本市の自然や歴史、産業、人材など地域の教育力の活用や小規模特認校による特色ある教育の充実を図ります。

義務教育の9年間を通して継続的で一貫性のある指導を行う小・中学校一貫教育の推進を図ります。

小・中学校・高等学校との連携を図りながら、青梅の特性を生かした自然体験学習に取り組み、豊かな自然に親しみながら生きる力を育む教育の充実を図ります。

情報教育、国際理解教育、環境教育、防災教育、社会的・職業的自立に向けた基盤となる能力や態度を育むためのキャリア教育、グローバル化に対応した新たな英語教育、主権者教育など社会変化に対応した教育の充実を図るとともに、様々な人々との関わりを通じたコミュニケーション能力の育成を図ります。

学校教育の一層の質的向上を図るため、自主的・自立的な学校経営への支援体制の充実を図ります。

また、授業や部活動、体力向上月間の検討などを通してスポーツに親しむ習慣を養うとともに、児童・生徒の体力の向上を図る取組を進めます。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてオリンピック・パラリンピック教育を推進します。

(2) 心の教育の推進

学校における人権教育・道徳教育等を通じて、あらゆる偏見や差別をなくし、人間尊重や公共の精神、伝統・文化を尊重する「心の教育」を推進します。

また、いじめへの対処・未然防止・早期発見を強化するとともに、不登校などの多様な教育課題に対応するため、教育相談所、適応指導教室の充実など、教育相談体制・不登校対策の充実を図ります。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、学校支援体制や相談環境の充実を図ります。

(3) 特別支援教育の推進

発達障害を含め障害のある児童・生徒一人ひとりの能力を伸張するため、家庭・学校・地域の連携および都立特別支援学校など関係機関との密接な連携のもと、乳幼児から学校卒業後までのライフステージを見通した特別支援教育に取り組みます。

また、支援を必要とする児童・生徒の動向に対応して、特別支援学級設置校の拡充と全ての小・中学校への特別支援教室の設置を推進します。

(4) 教育環境の充実

家庭・学校・地域が連携した教育の推進に向けて、PTA活動や学校運営連絡協議会の活動を充実し、積極的な情報提供のもとに、学校運営への市民参画を促進します。

教育効果を高めるための教材・教具の整備とともに、子どもたちの情報活用能力を育成し、校務の情報化を推進するため、学校におけるICT（情報通信技術）環境の整備を図ります。

(5) 教職員の資質・能力の向上

教職員の校内研修の充実と各種研修への積極的な参加を進め、教職員の資質・能力の向上を図ります。

(6) 施設の整備・活用

老朽化への対応や安全管理の充実等を考慮し、学校施設の改修を計画的に推進するとともに、少子化による児童・生徒数の減少、少人数指導の実施および少人数学級への動向などを踏まえた学校規模の適正化と余裕教室の活用を図ります。

また、屋内運動場や校庭などの学校施設の開放を推進するとともに、既存施設の有効活用を図ります。

(7) 学校給食の充実

児童・生徒の健全な発達と健康増進を目指し、米飯給食回数の増加をはじめ、個々食器の導入、地場農産物利用の拡大など、食育の推進や地産地消の視点に立った取組を進めます。

また、学校給食センターの根ヶ布調理場と藤橋調理場の統合を計画的に進め、適正な管理・運営を図ります。

4 青少年活動

現状と課題

国では、平成 22（2010）年に子ども・若者育成支援推進法を施行し、子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援や取組について定め、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進しています。

また、ひきこもりや若年無業者（ニート）など青少年に関わる様々な問題の深刻化を防ぐため、適時・適切な対応が求められています。

本市では、青梅警察署等と連携して青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす有害環境の浄化に努めるとともに、家庭、学校および地域などと連携・協力を図りながら、青少年健全育成事業を推進しています。

一方、子どもたちが自然の中で遊んだり、年齢の異なる子ども同士で遊ぶ機会が減少している状況もあります。

他人を思いやる心や協調性、ルールを守ることの大切さなど、遊びや自然体験を通じて社会生活に必要な様々な資質や能力を育み、個性豊かな人格を形成するための支援が求められています。

本市では、社会教育法にもとづき、様々な自然体験教室や情報提供を行うとともに、青少年委員や学校と連携して、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等への参加機会の充実や青少年リーダーの育成に努めています。

今後とも、青少年が家庭、学校、地域などあらゆる生活の場において、様々な人間関係や活動を通して豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、家庭、学校、地域および関係機関との連携を強化し、時代の変化に対応した取組を進めていく必要があります。

基本方針

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域社会の一員として心身共に健やかに成長することを目指し、家庭、学校、地域および関係機関との連携のもと、青少年活動への支援を図ります。

基本施策

(1) 青少年の体験活動の充実

多様な体験活動を通して、集団活動における協調性や他人を思いやる心、リーダーとしての資質を養うため、ボランティア活動をはじめ、社会奉仕体験活動、自然体験活動など青少年の成長段階に応じた様々な体験活動ができる場や機会の提供に努めます。

(2) 青少年リーダーの育成

青少年委員や学校関係者の協力のもと、青少年リーダー育成研修会や異年齢の団体活動等の体験を通して、青少年リーダーの育成を図ります。

(3) 青少年の健全育成環境の確保

家庭、学校、地域社会、関係機関および行政による相互の連携・協力による育成支援ネットワークづくりを推進し、青少年健全育成環境の充実を図ります。

また、青梅警察署や関係団体との連携のもと、非行の防止や補導、パトロール、有害環境の浄化などの各種の活動を支援・促進し、関係機関・団体を中心とした健全な社会環境づくりを進めます。

第4章 文化・交流活動がいきづくまち

1 生涯学習

現状と課題

社会経済情勢が大きく変化し、ライフスタイルや生活課題がますます多様化する中で、一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。

平成 18（2006）年に教育基本法が改正され、生涯学習の理念が新たに規定されました。また、平成 20（2008）年には、社会教育法が改正され、教育基本法の改正を踏まえた規定の整備が行われました。

本市では、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、市民が生涯を通じて学習の機会を選択し、様々な知識や技術を習得し、人格を磨く「ともに学んで生きるまち」の実現を目指して、様々な学習情報の提供や関係団体と連携した学習イベントの開催などに取り組んできました。

今後も、市民一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする力を養い、学習成果を生かしていくことが可能となるよう、生涯学習の充実を図る必要があります。

基本方針

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かしていくことができる「ともに学んで生きるまち」の実現を目指し、いつでも、どこでも、誰でもが学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映される生涯学習の推進を図ります。

また、学習成果の総合的な発表の場や生涯学習の基盤となる施設の整備を図ります。

基本施策

(1) 生涯学習推進体制の整備

「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、市民の主体的な学習活動の支援に向け関連機関・諸団体との連携を図り、市民の生涯学習を総合的・広域的に支援し、市民との連携により生涯学習を推進する体制の確立を図ります。

生涯学習活動を支援する各分野の講師や指導者の発掘に努め、特に、多様な知識・技能を持つ団塊の世代の参加を促進するなど生涯学習人材登録制度の充実を図ります。

また、学習活動団体相互の交流や活動の支援を図るとともに、自立的な活動を行う団体・グループの育成に努めます。

さらに、インターネットの活用をはじめ、様々な媒体を利用した生涯学習に関する情報提供の充実を図ります。

(2) 生涯学習の環境整備

生涯学習機会の充実を図るために、学習情報・機会の提供や地域の生涯学習拠点としての市民センターや図書館機能の充実と利用促進、学習要望の把握、学習成果の発表の場として生涯学習イベントの開催など、学習環境の整備に努めます。

また、市民一人ひとりが生涯にわたり学習することができる各種講座、講演会等を実施するとともに、市民の要望に応じて職員などを講師として派遣する「生涯学習まちづくり出前講座」を実施します。

さらに、市民の学習成果が地域活動へとつながり、地域活動で生まれた交流が新たな学習や多様な地域活動に展開していく循環型の生涯学習を進めます。

2 歴史・文化・芸術

現状と課題

文化・芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与え、交流を活発化させるなど、生活に欠かせない重要な要素です。

また、地域の歴史や先人たちが果たしてきた役割などに触れることで、郷土を愛する心の育成や新たな文化の創造につながります。

本市には、2点の国宝をはじめとする文化財、天然記念物や史跡など、有形・無形の貴重な文化財が多数存在しています。

貴重な文化財を後世に伝えるため、文化財保護審議会委員等と連携して、文化財の保護を進めるとともに、新たな遺跡の発掘・調査、目録の整備や更新を行っています。

文化・芸術については、市民会館を拠点とした市民劇場や青梅市総合文化祭の開催など、芸術鑑賞や発表の機会づくりに努めているほか、アートによるまちづくり活動も展開されており、市内外からの集客交流の促進とともに、多くの市民が参画する文化芸術活動が展開されています。

市民会館、郷土博物館、美術館などの文化芸術施設全体のあり方をはじめ、他市にはない多数の文化財や伝統芸能の活用などが課題となっています。

文化財の適切な保存・活用と文化芸術活動拠点のあり方を検討し、より多くの人々が本市の歴史や文化などにふれあえる文化芸術活動の発表の場や機会を増やしていく必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが自らの暮らすまちの歴史や文化を理解し、郷土を愛し、誇りをもって生活することができる心豊かな文化の香り高いまちを目指し、地域の文化財の保護・保存に努めるとともに、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民誰もが参加し触れることができる機会の充実を図ります。

また、文化芸術活動の拠点となる施設の整備を図ります。

基本施策

(1) 文化遺産の魅力を生かしたまちづくりの推進

指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財についても、調査・研究に努めます。

さらに、文化財ボランティアなど、市民と行政が一体となった文化財の保存・活用に取り組み、文化遺産の魅力を生かしたまちづくりを推進します。

(2) アートによるまちづくりの推進

アート関連団体、青梅商工会議所、青梅市観光協会との連携を強化し、文化、教育、観光の振興に向け、市内の美術関連の地域資源を活用したアートによるまちづくりを推進します。

また、東京都内から優れた新人画家発掘を目指す公募展「ビエンナーレOME」を継続して実施するなど、芸術活動の支援を図ります。

さらに、市内各所にアート関連の作品を点在させ、街中の回遊性向上と各施設の利用者増加を図ります。

また、市民・関係団体と連携し、文化施設における協働事業の開催を図ります。

(3) 市民文化・芸術活動の振興

青梅市文化団体連盟をはじめ各種芸術・文化団体の育成を図るとともに、指導者の育成・確保を進め、市民の自主的な文化芸術活動の一層の活性化を促進します。

また、総合文化祭をはじめ、コンサート、各種講演会などの文化行事の企画、開催および内容の充実など、多様な文化・芸術を鑑賞する機会や活動成果を発表する場づくりや機会の充実に努めます。

(4) 文化芸術活動拠点施設のあり方の再構築

市民会館、郷土博物館、美術館など文化芸術活動拠点の老朽化等に対応するため、新たな文化芸術活動の拠点施設となり、様々な機能を有する複合施設としての新生涯学習施設と市民ホールの建設を検討するなど文化芸術施設全体のあり方を再構築します。

また、東部地区における東京都立の文化施設の設置促進について、引き続き東京都へ要請します。

3 図書館

現状と課題

本市の図書館は、平成 20（2008）年に開館した中央図書館と市内 9 館の分館で構成されており、市民の生涯学習の拠点として市内全域でサービスを行うとともに、西多摩地域や飯能市、入間市との相互利用を行い広域的な連携も進めています。

また、平成 26（2014）年に策定した「第三次青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづき、子どもの読書活動を推進するとともに、図書館の利用に障害のある方々に対する読書活動を支援しています。

平成 28（2016）年度からは、指定管理者制度を活用し、機能やサービス面において新たな市民ニーズに適切にこたえられる図書館づくりを進めています。

今後は、身近な図書館として様々な図書や視聴覚資料などを収集・保存・提供するとともに、子どもの読書活動の推進のため学校および学校図書館等と連携していく必要があります。

基本方針

図書館は幅広い分野の図書や視聴覚資料等の収集・整理・保存を行い、市民が必要とする様々な資料や情報を提供することにより、生涯学習をはじめとする情報交流拠点施設として、利用者に応じたサービスを提供します。

また、本市の歴史を未来に伝えるため、地域資料や行政資料の収集等に努めます。

さらに、中央図書館と分館との役割を明確化し一体的な運用を図るとともに、特色のある図書館づくりを推進します。

基本施策

(1) 図書館資料の充実

子どもから高齢者まで誰でも利用できる図書館を目指し、幅広い分野の図書や視聴覚資料、電子資料等の充実を図ります。

また、本市に関する地域資料・行政資料の充実を積極的に図ります。

(2) 図書館サービスの充実

必要な情報・資料などを求める市民に対して、レファレンスサービスなどを通し適切な資料や情報を提供します。

また、図書館が市民にとってより身近な施設となるように講演会や講座を開催するとともに、情報発信機能の充実を図ります。

さらに、デジタイズ図書（デジタル録音図書）や大活字本、対面朗読サービスの実施など、読書活動の支援を充実し、図書館の利用に障害のある方に対するきめ細かなサービスの提供を通して魅力ある図書館を目指します。

(3) 子どもの読書活動の支援

「青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづき、子どもたちに本との出会いを提供するとともに、講座の実施やブックリストの配布などの取組を進め、家庭、学校および地域などが協力し、多様な読書体験を通して読書の楽しさや素晴らしさを実感できるよう、読書環境の充実を図ります。

(4) 図書館ネットワークの充実

中央図書館およびネットワークで結ばれた分館を地域の拠点として充実を図ります。また、インターネットなどの情報通信の活用を図るとともに、市内小・中学校図書館との連携を推進します。

(5) 運営方法等の検討

図書館の管理運営体制については、指定管理者制度による開館サービスの更なる向上や、特色ある分館づくりを推進します。

4 スポーツ・レクリエーション

現状と課題

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、市民同士の交流を促し、健康で活力ある生活と地域社会を育むものとして、重要な役割を担っています。

国では、スポーツを取り巻く環境や人々の意識が変化する中、平成 23（2011）年に、これまでのスポーツ振興法を改正して新たなスポーツ基本法を制定し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

本市では、これまで「青梅市スポーツ振興計画」にもとづき、生涯スポーツ社会の実現に向け、行政、市民、スポーツ関係団体等が協働してスポーツの振興に取り組んできました。

施設としては、総合体育館をはじめ、永山公園総合運動場などの屋外体育施設、東原公園水泳場などの水泳場がスポーツ活動の拠点になっているとともに、各地域においては市民センター体育館、運動広場、学校施設の校庭および体育館などがあり、スポーツ活動とともに、地域での交流にも活用されています。

今後は、地域スポーツクラブの育成をはじめ、有酸素運動の普及などスポーツ活動による健康づくり、本市の自然環境を生かしたスポーツの推進を図る必要があります。また、老朽化が進んでいる体育施設も多く見られることから、施設のあり方も含め検討していく必要があります。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツの更なる振興が求められています。

基本方針

「スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができるまち」の実現を目指し、スポーツ・レクリエーションの活動の機会や場所を提供することにより、市民の健康維持・増進に努めます。

また、既存体育施設のあり方について検討するとともに、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、各体育施設の適切な運営や維持管理に努めることにより、スポーツの推進を図ります。

基本施策

(1) 青梅市スポーツ推進計画の策定と施策の推進

「青梅市スポーツ推進計画」にもとづき、本市の実情に即したスポーツ施策を総合的、計画的に推進します。

また、本市に合った地域スポーツクラブを育成し、市民の自主的・自律的スポーツ活動を推進します。

さらに、市民体育大会など各種大会の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで誰でも楽しめるスポーツイベントや軽スポーツの普及などを進めます。

また、ハイキング、登山、カヌーなどの豊かな自然環境を生かしたスポーツ・レクリエーションの推進をはじめ、ウォーキング、スイミングなどの有酸素運動の普及、ライフステージに応じたスポーツ活動による健康づくりなど一人ひとりの健康状態に合わせた継続的な運動指導ができる体制づくりを進めます。

(2) 体育施設の整備と管理運営の充実

既存スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した施設・設備の整備・充実を計画的に進めていくとともに、総合体育館等への指定管理者制度の導入の検討など管理運営体制の充実を図り、有効活用に努めます。

また、学校施設での体育施設開放とともに、民間温水プール開放事業や市内立地の大学・企業等との連携など民間体育施設の利用を図ります。

さらに、西多摩地域等の周辺市町村との体育施設の相互利用等を検討します。

5 都市間交流

現状と課題

交通・通信手段の発達等により、人・物・文化・情報の交流が拡大しており、経済活動から市民生活に至るまで、国内外との交流が活発化しています。

国際交流については、本市では昭和 40（1965）年にドイツのボッパルト市と姉妹都市提携を結び、青少年友好親善使節といった両市による取組のほか、青梅ボッパルト友好協会の活動など市民を主体とした国際交流が活発に行われており、平成 27（2015）年度には、姉妹都市提携 50 周年を迎えました。

また、平成 32（2020）年に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ドイツ連邦共和国を相手国としたホストタウンに登録されたことから、これを契機としてより活発な交流を推進することが重要です。

市内では、数多くの団体が国際交流活動を展開しています。

今後は、青梅マラソンをはじめ、スポーツ、文化、イベントなどを通じた国際交流を図るとともに、国際交流を行っている団体の活動を支援し、市民主導型の国際交流を進める必要があります。

国内交流については、平成 21（2009）年に杉並区と交流協定を締結し、自治体主催の様々な交流イベントへの相互参加を通して交流を図っています。

また、平成 23（2011）年には、東日本大震災を契機として、相互援助の協力体制を確立するため、災害時相互援助に関する協定を締結しました。

今後は、新たな自治体との交流を推進するとともに、交流による地域活性化の視点から、商店街の交流などの市民レベルの交流や活動の輪を広げ、交流人口の増加を図っていく必要があります。

基本方針

国際交流・地域間交流を行うことにより、異なった習慣や文化を相互に理解し、相手の立場を認める心が育まれる社会の実現を目指します。

姉妹都市であるドイツ・ボッパルト市との交流を深めていくとともに、市内の国際交流活動を行っている団体を支援することにより、市民が主体となった国際交流の充実を図ります。

また、杉並区をはじめとする多くの自治体との交流を活性化し、青梅の魅力を積極的に発信するなど相互交流の拡大を図ります。

基本施策

(1) 国際交流の促進

青少年友好親善使節団の派遣と受入の充実を図り、ドイツ・ボッパルト市との姉妹都市交流を推進するとともに、国際交流を行っている団体の支援を行い、市民主体の国際交流活動を促進します。

また、市内に住んでいる外国人に対し、生活情報や行政情報の提供を行い、住みよい環境づくりに努めるとともに、日本語講座を開催し社会参加を促進します。

さらに、青梅マラソンをはじめ、スポーツ、文化、イベント等を通じた交流に加え、ホストタウン登録など東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした交流活動を促進します。

(2) 地域間交流の促進

交流協定を締結した杉並区との相互交流を充実するとともに、青梅の魅力を発信する地域資源を生かしたイベントの充実や梅サミットなどの地域間交流活動の拡大を図ります。

さらに、杉並区と交流のある自治体との交流や多摩川流域の地域間交流の検討など新たな自治体との交流を推進し、スポーツ、文化、イベントなど様々な機会を通じて交流の輪を広げ、災害時には相互に援助し、自治体間だけではなく市民同士の心がつながり合える交流を目指します。